

令和8年（2026年）1月発行



第79号の内容

- ▼ご注意ください！不用品買い取り、海産物の電話勧誘関連トラブル増加！
- ▼令和7年度上半期消費生活相談の状況
- ▼「若者消費生活トラブル110番」実施中！

ご注意ください！相談が増えています！

◎悪質な不用品買い取りトラブル

事例



古い靴でも植木鉢でも何でも買い取ると事前に電話で説明されたので来訪を了承したのに、「貴金属や切手はないか」と言われ、探しに席を外している間に、業者が勝手に2階に上がり引き出しを開けていた。

アドバイス

- 購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。突然訪問された場合は、絶対に家に入れないようにしましょう。
- 訪問を承諾する場合でも、事前に業者名や買い取ってもらえる物品を確認し、それ以外の貴金属等の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。
- 強引な手口も見受けられます。一人では対応しないようにしましょう。

◎電話勧誘による海産物の購入に関するトラブル

事例

電話勧誘を受けカニを注文、先月代引きで購入した。昨日同じ業者から2回目の商品を送ると電話があった。注文していないと告げると、1回目の商品とともに書面も同封していると言われた。覚えがないため受取拒否すると告げると損害賠償請求すると言われた。

アドバイス

- 海産物の電話勧誘は1度購入すると次々販売になることが多いので注意しましょう。
- 賴んだ覚えのない商品は受け取りを拒否しましょう。受け取ってしまった場合でも、ケースによつては事業者に返金を求めることができます。諦めずに最寄りの消費生活センターへ相談しましょう。
- そのほか、購入した商品とは全く異なる内容（例：家計のサポートサービス等）が契約に追加されている場合があります。商品購入時は他の契約が追加されていないか、確認しましょう。

令和7年度上半期の消費生活相談の状況

令和7年度上半期（令和7年4月1日から9月30日まで）に県内の消費生活相談窓口で受け付けた相談は6,754件で、前年同期の6,112件から642件（10.5%）増加しました。特徴は次のとおりです。詳細は当センターHPをご覧ください。



（URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/347720.html>）

特徴

- 若者（29歳以下）の相談が増加 脱毛エステ事業者の破産等が影響
- くらしのレスキュー・ロードサービス関連の相談が増加
- インターネット通販に関する相談が増加 広告がトラブルのきっかけに

1 若者（29歳以下）の相談が増加 脱毛エステ事業者の破産等が影響

若者（29歳以下）の相談件数は655件で、前年同期の約1.3倍に増加しました。このうち「理美容」に関する相談が69件と前年同期の約4.6倍に急増しており、脱毛エステ事業者の破産等が続いた影響により、8割（56件）が「脱毛エステ」に関する相談となっています。



アドバイス

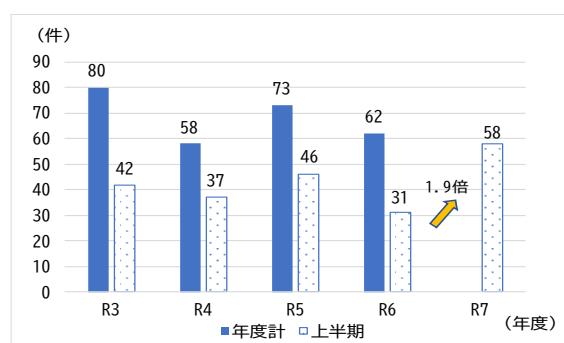
- 「通い放題」、「期間・回数無制限」などとあっても、途中で事情が変わって解約せざるを得ない状況も想定されます。契約前に、施術内容や料金、期間、途中解約の場合の精算方法を確認しましょう。
- 事業者が破産すると返金は困難になる場合が多いため、都度払いができる店やコースも検討しましょう。



2 くらしのレスキュー・ロードサービス関連の相談が増加

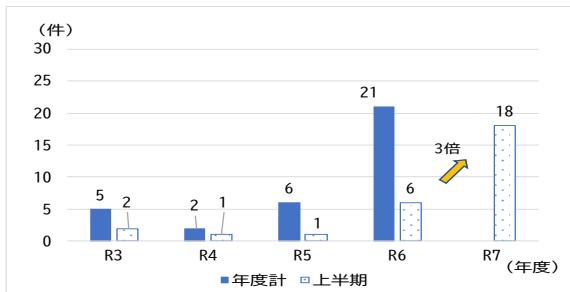
「くらしのレスキュー」とは、トイレや鍵の修理、害虫の駆除等、事業者が消費者の自宅等を訪問して対処するサービスのことをいい、これに関連する相談が58件と、前年同期の1.9倍に増加しました（図表1）。インターネット検索で業者を見つけ、依頼した結果、広告の表示や説明された料金とは異なる金額を請求されてトラブルになるケースが多くみられました。

図表1 くらしのレスキューに関する相談件数の推移



これに似たトラブルとして、ロードサービス関連の相談も増えています(図表2)。車のバッテリーが上がり、インターネット検索で一番上に出てきた業者に依頼したところ、広告に記載されていた料金をはるかに上回る費用を請求されたという相談が目立ちます。

図表2 インターネットで依頼したロードサービスに関する相談件数の推移



いずれも突然の出来事に慌てて冷静に考えられなかった場面でのトラブルですが、どちらの相談も事業者が返金に応じなかったり、連絡が取れなくなったりするなど、解決が困難な事例が多くみられます。

アドバイス

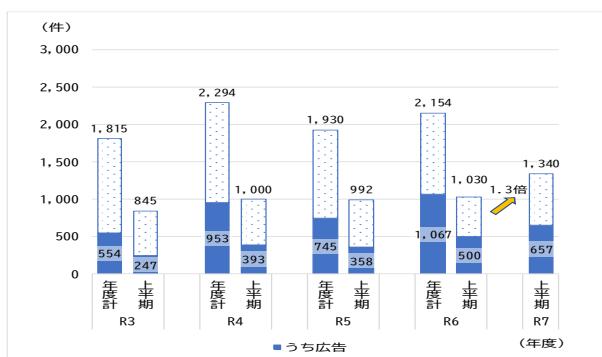
- サイト等の表示や電話で説明された料金をうのみにせず、事業者の訪問を依頼する前に費用や作業内容等の契約条件をよく確認しましょう。
- 自動車の故障等が生じた場合は、まずは契約している損害保険会社や保険代理店に問い合わせましょう。
- ウェブサイト上の安価な修理代金を見て依頼した場合でも、訪問した事業者から高額な修理工事を勧誘されて契約した場合などは、訪問販売によるクーリング・オフが可能なことがあります。
- 一旦支払ったお金を取り戻すことは困難です。請求金額や作業内容に納得できない場合は、その場での支払いは断りましょう。



3 インターネット通販に関する相談が増加 広告がトラブルのきっかけに

インターネット通販に関する相談件数は、令和4年度をピークに年間2,000件前後で推移していましたが、令和7年度は上半期だけで1,340件と前年同期の約1.3倍に増加し、うち約半数が広告がきっかけとなるものでした(図表3)。商品・サービスの種類別では、「紳士・婦人洋服」や、サーキュレーター・扇風機など「空調・冷暖房機器」に関する相談が大きく増加しました(図表4)。

図表3 インターネット通販に関する相談件数の推移



図表4 インターネット通販に関する主な商品・サービスの種類

令和7年度上半期		令和6年度上半期
商品・サービス名	件数	件数
化粧品	325	315
健康食品	160	197
紳士・婦人洋服	91	37
空調・冷暖房機器	71	25
玩具・遊具	46	10

インターネットや SNS で、安さや効果を強調する広告を見て注文したものの、商品が届かない、広告内容とは著しく異なる性能の商品が届いた等の相談が多くみられました。このほか、米の価格高騰を背景に、格安で売られていたサイトで注文した米が届かないといった相談も寄せられました。

アドバイス

- 相場よりも極端に安く、お得感が強調されている広告は内容をうのみにせず、少しでも怪しいと感じたら利用はやめましょう。
- メーカーやブランドの公式サイトでその商品が本当に販売されているか、また、偽物に関する注意喚起が掲載されていないか、注文前に確認しましょう。



「若者消費生活トラブル 110 番」実施中！

◆受付期間：令和8年1月30日（金）まで

※土、日曜日を除きます

◆相談時間：午前9時15分～午後4時

◆電話番号：**0749-23-0999（相談受付専用）**

◆対象：当事者が若者（29歳以下）である消費生活相談
(事業者の方はご相談いただけません。)



(インターネット相談)

※インターネット消費生活相談でも相談を受け付けています。

「困ったな」「変だな」と思ったらすぐに消費生活相談窓口にご相談ください！

相談専用電話 **☎0749-23-0999**

■月～金 午前9時15分から午後4時まで 祝日、年末年始は除く

■インターネット消費生活相談もあります(PC・スマホからアクセス)

曜日や時間に関係なくご相談いただけます。「滋賀県内在住の方」からの「新規相談」が対象です。

消費者ホットライン ☎188(いやや！)

県の消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります



(インターネット相談)

「くらしのかわら版」第79号（令和8年1月発行）

滋賀県消費生活センター ☎522-0071 彦根市元町4-1

TEL 0749-23-0999（相談） 0749-27-2234（事務） FAX 0749-23-9030

ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/>

X (旧Twitter) https://x.com/shiga_shohi

Instagram https://www.instagram.com/shiga_shohi/



(ホームページ) (X (旧Twitter)) (Instagram)